

議案第 44 号

橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について

橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例

(橋本市特別職給与条例の一部改正)

第1条 橋本市特別職給与条例(平成18年橋本市条例第59号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則 1～3 略 (市長の給料月額の特例) 4～10 略</p>	<p>附 則 1～3 略 (市長の給料月額の特例) 4～10 略</p>
<p>11 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの間における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>11 平成28年1月1日から当分の間における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。</p>
<p>12 平成28年4月1日から平成28年4月30日までの間における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の40に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>12 平成28年4月1日から平成28年4月30日までの間における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の40に相当する額を減じた額とする。</p>
<p>13 平成28年5月1日から当分の間における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>13 平成28年5月1日から当分の間における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。</p>
<p>14～19 略 (副市長の給料額の特例)</p>	<p>(副市長の給料額の特例) 12～17 略</p>
<p>20 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの間における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>18 平成28年1月1日から当分の間における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。</p>
<p>21 平成28年4月1日から平成28年4月30日までの間における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の40に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>19 平成28年4月1日から平成28年4月30日までの間における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の40に相当する額を減じた額とする。</p>
<p>22 平成28年5月1日から当分の間における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>20 平成28年5月1日から当分の間における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。</p>

(平成21年6月に支給する期末手当の特例措置)	(平成21年6月に支給する期末手当の特例措置)
23 略	19 略

(橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)
 第2条 橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成27年橋本市条例第7号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改正後
	改正前
<p>附 則 1～3 略 (教育長の給料月額の特例)</p> <p>4 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの間における教育長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。</p> <p>5 平成28年4月1日から平成28年4月30日までの間における教育長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の40に相当する額を減じた額とする。</p> <p>6 平成28年5月1日から当分の間における教育長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>附 則 1～3 略 (教育長の給料月額の特例)</p> <p>4 平成28年1月1日から当分の間における教育長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。</p>

附 則
この条例は、平成28年4月1日から施行する。